

## 電力系統利用協議会ルールに関するパブリックコメント

大口自家発電施設者懇話会

我々、自家発電設置者は、高効率である自家発電設備の有効活用の促進と産業用電力への競争の活発化により、コストダウンが達成されることを期待して、以下の通り意見を提出します。

電力卸売市場を活性化し、供給側の設備運用や需要側の電源調達における弾力性を向上させる観点から、自家発電余剰電力の卸売市場への提供を容易化するためにも、本パブリックコメントへの積極的な対応をお願いします。

### 第1章 「総則」

1. 中立機関ルールは自家発電設備設置者も含めて対象としているが、現行ルールの書き方はややもすると電力会社やPPS等を対象としている様に受け取られる。例えば、自己託送についても事業者等の説明事例として解説等に記入する等、一般的に自家発電側にも分かりやすく書いて頂くようお願いします。
2. 公正な系統利用の観点から一般電気事業者の送配電部門とその他部門との厳密な情報遮断は必要とされるが、本ルールの全般的な表現として誤解を招く記述が多い。一般電気事業者は...と言う表現もあれば一般電気事業者の送配電部門は...と表現している部分もあり情報遮断との関連を考えた表現をお願いします。

### 第2章 「設備形成ルール」

#### 【全般】

電力会社の送電部門が系統増強による対策を検討するにあたり、以下の点につき配慮をお願いします。

1. 系統容量に対する考え方が、電力各社とも共通であることの確認をして下さい。
2. 系統が大きくなっても、むやみに既存遮断器の容量不足(費用負担に繋がる)が生じないように、電力会社の工夫が明確に分かるようお願いします。
3. 「当該一般事業者が所有する設備以外の設備の活用も含め効率的な設備を形成するよう考慮」と記載されているが、その作業を明確にするために「所有する設備以外の設備の活用」のフローを定めて頂くようお願いします。

### 第3章 「系統アクセスルール」

#### 【第1節】系統連系に関する申込み窓口、業務フロー

電力会社内での「託送供給に関わる情報の目的外禁止」が謳われていますが、公平性・透明性を図るために、第三者のチェック機能が働く仕組みを合わせて検討するようお願いします。

#### 【第8節】発電設備の系統連系技術要件の考え方

1. 従来の系統連携技術要件ガイドラインの品質部分の内容が引用されているが、今後の改定も想定されるため、今後とも不整合が生じないように、適宜、中立機関ルールへの反映をお願いします。
2. 電力会社が電力品質維持及び系統安定化に関して過度な注文をつけることで過剰な設備を付帯させることの無いように、電力会社が公表する対策・考え方の妥当性を公平にチェックできるよう検討をお願いします。

## 【12節】工事費負担金

1. 電力会社が定める負担金やアクセス検討向けに提示される情報の詳細は、発電設備の建設検討に大きな影響を与えます。アクセスルートやコスト、標準工期等について電力会社と公平な立場で検討できるように、情報開示については中立機関による積極的な対応をお願いします。（例えば公平性について中立機関で適宜調査を行う等）
2. 各電力会社が定める負担金は各社統一したルールに基づくものであることを確認願いたい。当面統一ルールが無理であれば、幾つかの同一想定事例に対し各電力会社の対応を公表して頂くようお願いします。
3. 電力会社が定める負担限度（託送料金で回収可能な平均的な設備コスト）についても、その算定根拠を明確にして下さい。
4. 電源線を需要家や電気事業者が利用する場合や、使用時期（季節・時間帯）の相違等による負担比率の考え方を明確にして下さい。逆潮があるということだけで一律特定負担とするのではなく、個々のケースに応じて合理的且つ柔軟な対応をお願いします。

## 第4章 系統運用ルールの前半部分（第1節～第6節）

### 【第1節/2】系統連系の考え方（異常時の運用）

電力会社送電線のトラブル等により、電力系統運用者から発電抑制・送電停止等の給電指令を受けてその指令に準じた操作を実施することで生じたバックアップ料金等の損害については、発電者はその責務を一切負わないものにして頂く様をお願いします。

### 【第3節】発電計画

発電計画の提出はPPSからの提出のみルール化されているが、電力会社の自エリア需要への供給に関する発電計画についてはルール化されていません。送電部門の独立性担保、新規参入者とのイコールフィッティングの観点から、電力会社もPPSと同じ様に発電計画の提出義務を負うようにして下さい。

## 第4章 系統運用ルールの後半部分（第7節～第11節/連系線全般）

### 【第7節】連系線の定義

地域間連系線の制約について下限設定は周波数変換設備の設備的制約であると考えられますが、例えば北本連系線の下限60MWについては、必要に応じ小容量の変換装置を設置するなどの対応をお願いします。

### 【第10節】連系線等の利用ルール

#### 1. 連系線等の利用ルールの基本的考え方

連系線の利用申し込みを行う際、10年先までの長期計画が求められるとすると、長期間の間には環境が変わってしまうことが多いので不確定要素が大きく、提出の意味が無くなると思われます。将来計画の確度を考慮すると、3年間程度の中期計画の提出に留めるのが現実的な利用計画を反映したものになると考えます。

#### 18. 変更賦課金の適用

変更賦課金の導入は連系線容量の空きおさえを抑制するためには有効な手段と考えますが、計画と実績との乖離割合10%の考え方を公表することや、取引市場の運用が開始された後に実績を検証し、その乖離割合を変更できる規程として頂くようお願いします。

【第 11 節】混雑処理の考え方

送電抑制の優先順位は容量確保段階での先着優先の原則を適用するとありますが、早期の混雑解消の対応を取る場合においては、自家発の小容量の場合には効果も小さいのでその託送規模も抑制順位に考慮して頂くようにお願いします。

以上